



健やかな子育て支援のチェックリスト



乳幼児健診



視診から

注1

- ☐ 体がかなり小さいな
- ☐ もうむし歯があるぞ
- ☐ 顔や口にキズがある、前歯が欠けている
- ☐ 仕上げみがきがあまりにもできていない



質問票から

注2

- ☐ 食習慣がみだれている
- ☐ おやつの内容や与え方に問題がある
- ☐ かかりつけ歯科医がない



子どもの様子

注3

- ☐ 落ち着きがない、走り回る
- ☐ 過度に警戒心薄く、甘える
- ☐ 気力がない、無表情
- ☐ 不自然なキズがある



養育者の様子

- ☐ 子どもへの関心が薄い
- ☐ 養育者(母親等)にも不自然なキズがある
- ☐ 養育者以外が連れてくる



情報共有

注4

- チェックが入ったり、違和感を覚える子どもや養育者がいたら、行政職に報告する。
- 行政職を中心に、情報共有し、地域でサポートできる体制を構築する。



健やかな子育て支援のチェックリスト・解説(乳幼児健診)

1つでもチェックが入ったら注意しましょう！

チェックリストは、この「解説」をお読みいただいた上で、子どもの生活環境の改善、マルトリートメントの気付きや虐待防止に活用してください。

(*マルトリートメント:「大人の子どもに対する不適切なかかわり」と訳され、虐待を含むさらに広い概念。) 養育者の目に触れる可能性を考慮し、チェックリストのタイトルを「**健やかな子育て支援のチェックリスト**」としました。

「解説」は、虐待との関連についても記載してありますので、養育者の目に触れないようご注意ください。

注1 1歳半・3歳児健診時のう蝕有病者率(令和元年度:全国)は、以下の通りです。各地域の数値も記入してください。

1歳半健診時点でう蝕があるのは、養育者のデンタルIQを含め、何らかの問題があるはずです。

3歳児健診時点でのう蝕は、治療を含め適切な口腔衛生確立のサポートが必要です。

健診年齢	う蝕有病者率	
	全国(令和元年)	各都道府県(年)
1歳半	1%未満	
3歳	8~12%	

注2 1歳半・3歳児健診時点の子どもに「かかりつけ歯科医」がいることは少ないと思われます。養育者に「かかりつけ歯科医」がいれば、何か困ったことがあれば、その歯科医に相談するよう、助言しましょう。

注3 虐待が疑われる子どもの特徴として、チェックリストに挙げた様子が見られることがあります。その他、「何となく違和感を覚える」、「何か気になる」といった気付きが重要です。

子どもだけでなく、養育者の様子も観察し、子どもと養育者との関係性にも注意を払いましょう。

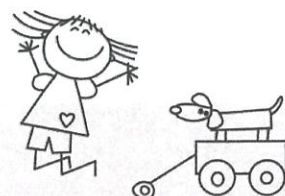
養育者が家族以外の場合もあるので、普段から子どもの面倒を見ている人なのかどうか、健診の場に入ってくるところから観察が必要です。

家族構成や健診の付添人については、行政職と情報を共有してください。

注4 健診の後に、医師や歯科医師、行政職等で、不自然さを感じた子どもについて、情報を共有、確認し、検討することが理想的です。しかし、実際に難しい場合には、歯科健診での情報を行政職に伝えましょう。これによって、医科健診の結果やその他の情報と統合し、サポートにつなげてもらえます。

児童虐待に関する法令・指針等一覧

(厚生労働省)





健やかな子育て支援のチェックリスト



学校健診



- ☐ 体がかなり小さいな
- ☐ 髪や服装が不潔な感じがする
- ☐ 目をそむけるなど態度が不自然
- ☐ 顔や口にキズがある、前歯が欠けている
- ☐ 歯みがきの習慣があまりにもできてない



この歯は去年も
未処置のむし歯…



注1



〇〇さんは、去年も未処置の
むし歯がありました、
治療のお知らせを出した後に
治療を受けましたか？

治療のお知らせを出したのです
が、返事は返ってきていません。
養育者は子どもへの関心が
薄いようです。



注2

- 健診で気になった点があれば、養護教諭だけでなく、担任や学校長にも伝え、情報を共有しましょう。
- 養護教諭等と連携し、未処置のむし歯がある子どもの治療や口腔清掃不良の子どもの保健指導が行えるよう努力しましょう。
- 小さな対応の積み重ねが、口腔衛生を通じ、子どもの健全な発育をサポートします。

注3

健やかな子育て支援のチェックリスト・解説(学校健診)

1つでもチェックが入ったら注意しましょう！

チェックリストは、この「解説」をお読みいただいた上で、子どもの生活環境の改善、マルトリートメントの気付きや虐待防止に活用してください。

(※マルトリートメント:「大人の子どもに対する不適切なかかわり」と訳され、虐待を含むさらに広い概念。) 子どもの目に触れる可能性を考慮し、チェックリストのタイトルを「**健やかな子育て支援のチェックリスト**」としました。

「解説」は、虐待との関連についても記載してありますので、子どもの目に触れないよう、ご注意ください。また、チェックリストおよび解説の内容は、養護教諭だけでなく担任・学校長と情報共有してください。

注1 未処置のう蝕が多いことは、ネグレクト等への気付きにつながります。健診時の記録者と事前に打ち合わせを行い、前年も未処置のう蝕である場合には、歯科医師に伝えるよう、申し合わせをしておきましょう。

ネグレクト等と貧困は密接な関係があります。自分用の歯ブラシがないため、口腔内が不潔で、重症な歯肉炎が見られることもあります。う蝕だけでなく、歯肉の状態にも注意しましょう。

健診を欠席した子どもは、虐待による不登校(子どもの意思に反して、学校等に登校させない等)の可能性も考慮し、養護教諭等と情報共有をしましょう。

注2 歯科健診後のお知らせや治療の勧告書等への対応を行わない養育者は、子どもへの関心が薄い可能性があります。他の健診結果への対応を、養護教諭に確認してもらいましょう。必要な医療を受けさせないことは、ネグレクトです。

注3 学校歯科医は、健診後に「事後措置」を行うことができます。気になった児童・生徒に関しては、養護教諭と連携し、対応を検討しましょう。

学校歯科医は、法的に非常勤職員であるため、通告等の虐待対応に関しては、養護教諭だけでなく担任、学校長と相談しましょう。



はらえる先生



はびねすちゃん



はらまるくん

<参考>

- ・学校歯科医の活動指針 令和3年改訂版(日本学校歯科医会)
- ・「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり 令和元年度改訂(日本学校保健会)

児童虐待に関する法令・指針等一覧

(厚生労働省)



子ども虐待対応の手引き

(厚生労働省)



(文部科学省)





健やかな子育て支援のチェックリスト



歯科診療所



- ☐ 体がかなり小さいな
- ☐ 髪や服装が不潔な感じがする
- ☐ 顔や口にキズがある、前歯が欠けている
- ☐ 治していないむし歯があるな
- ☐ 歯みがきの習慣があまりにもできてない

母子手帳で
成長発育を確認

注1



- ☐ 養育者に不自然なキズがある
- ☐ 子どもへの関心が薄い
- ☐ 養育者以外が連れてくる
- ☐ 通院が途絶えがち

注2



上記でチェックされた項目は、それぞれの詳細や原因を確認しましょう。

必要な歯科治療や口腔衛生指導を行うのは当然ですが、チェックされた項目の原因が改善されるよう、子どもや養育者との会話の中から、支援の方法を探りましょう。

歯科で対応できる内容であれば、診療所のスタッフで情報共有し、子育て支援につながるサポートを継続しましょう。

歯科のみでは対応が困難な、生活に関する内容等であれば、支援が受けられる行政サービスの利用や相談先について情報を提供しましょう。

注3

子育て等に関する相談先

- ・市区町村
- ・福祉事務所
- ・児童相談所



児童相談所相談専用ダイヤル

いちやく おなやみを



0120-189-783

お近くの児童相談所につながります。

健やかな子育て支援のチェックリスト・解説(歯科診療所)

1つでもチェックが入ったら注意しましょう！

チェックリストは、この「解説」をお読みいただいた上で、子どもの生活環境の改善、マルトリートメントの気付きや虐待防止に活用してください。

(※マルトリートメント:「大人の子どもに対する不適切なかかわり」と訳され、虐待を含むさらに広い概念。子どもや養育者の目に触れる可能性を考慮し、チェックリストのタイトルを「健やかな子育て支援のチェックリスト」としました。

「解説」は、虐待との関連についても記載してありますので、子どもや養育者の目に触れないようご注意ください。

注1

母子手帳には、父母の年齢、兄弟の有無、妊娠から出産、子どもの発育などの情報が記入されているはずです。記入状況やその内容から、成長発育や生活環境がわかることもあります。歯の萌出時期や状況などを知る目的で見せてもらうとよいでしょう。

注2

子どもを連れてきた養育者等の様子を観察することも大切です。待合室での子どもとの関わりや治療の勧告書を持ってくる時期などからも、子どもへの関心度を確認することができます。

子どもに放置されたう蝕があったとしても、「こんなになるまで放っておいて！」などと非難しないでください。「子育て、たいへんですね」など、共感やねぎらい、子育ての頑張りについて褒めましょう。養育者や養育者の代わりに診療所に子どもを連れてきてくれた方に寄り添い、子どものために治療を継続してもらうことを一番に考えましょう。

注3

歯科医師は、虐待が疑われる子どもに対して、通告することだけが責務ではありません。地域で連携し、見守ることもできます。児童や生徒であれば学校に、未就学児であれば市区町村に問い合わせてみることも一つの方法です。子どもや家族に何からの問題があれば、状況を把握している可能性もあります。経済的困窮など生活支援の必要性があると思われる養育者や家族には、行政サービスの利用や相談先の情報を提供しましょう。歯科医療従事者も種々の制度について、知っておくことが重要です。子どもや養育者の状態により、「通告」が必要と思われた場合には、市区町村や福祉事務所、児童相談所などに連絡してください。「通告先」はチェックリストにある「子育て等に関する相談先」でもあります。児童相談所への通告は「189」です。「189」にかけると最寄りの児童相談所につながります。子育て等の相談は「0120-189-783」です。



生活保護の申請について
(厚生労働省)



就学援助制度について
(文部科学省)



準要保護者に係る支援は
各市区町村が実施

児童虐待に関する
法令・指針等一覧
(厚生労働省)

